

国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS） ミッションの受け入れ

令和4年12月21日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS: International Physical Protection Advisory Service）ミッションを受け入れることのできる旨について諮るものである。

2. 経緯

令和4年10月26日の令和4年度第47回原子力規制委員会において、IPPAS ミッションを受け入れることについて検討し、その時期、内容等について原子力規制委員会に諮るよう指示があった。

原子力規制庁において、IPPAS ミッションを受け入れることにつき、関係各省庁^{※1}と調整した結果、関係各省庁からは、受け入れることにつき異存がない旨の回答を得た。

※1 核セキュリティ関係省庁: 内閣官房、警察庁、財務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省

3. IPPAS ミッションの受け入れについて（委員会了承事項）

IPPAS ミッションを受け入れることとし、同ミッションの実施時期を令和6年（2024年）半ば頃と想定し、IAEA に対して正式要請することとしたい。

4. IPPAS ミッション受け入れに向けた今後の手順

今後、外務省等と連携して、以下の手順により IPPAS ミッション受け入れに向けた準備を進めることとする。

- (1) IAEA に対する正式要請文書の発出（令和5年（2023年）1月中目途）
- (2) IAEA からの回答文書受け取り
- (3) IAEA との調整及び国内関係各省庁等との調整
 - －IAEA とミッション実施時期、ミッションチーム・メンバー等の調整
 - －国内関係各省庁等とミッションのレビュー対象モジュール^{※2}等の調整

- (4) IAEA との公式準備会合（令和 5 年（2023 年）夏秋頃^{※3}）
ーミッション実施時期、レビュー対象モジュール等の確定
- (5) IPPAS ミッション（令和 6 年（2024 年）半ば頃^{※3}）

※2 IPPAS ミッションのモジュールの全体構成

モジュール1	国の核セキュリティ体制
モジュール2	原子力施設の核セキュリティ実施状況
モジュール3	輸送の核セキュリティ
モジュール4	放射性物質、関連施設・事業のセキュリティ
モジュール5	情報セキュリティ、コンピュータセキュリティ

※3 公式準備会合及び IPPAS ミッションの実実施時期については、今後 IAEA との調整により決定する。

(参考1) IPPAS ミッションの概要

○IAEA 加盟国からの要請に基づき、IAEA 主導のもと、核セキュリティに関する国際的な専門家で構成されたチームが、核物質及びその他の放射性物質並びに関連する施設の核セキュリティに関する、国の規制体系及び関連する施設における防護措置の実施状況のレビューを行うことで、改正核物質防護条約及び IAEA 核セキュリティ勧告文書に準拠した核セキュリティの強化に資する助言等を行うもの。

(参考2) 我が国における IPPAS ミッション受け入れ実績

○平成 27 年 (2015 年)

- ・モジュール 1 (国の核セキュリティ体制)、モジュール 2 (原子力施設の核セキュリティ実施状況) 及びモジュール 5 (情報セキュリティ、コンピュータセキュリティ) の 3 モジュールのレビューを受けた。(モジュール 3 (輸送の核セキュリティ) 及びモジュール 4 (放射性物質、関連施設・事業のセキュリティ) はレビュー対象外)
- ・レビュー結果としてミッションチームからは、良好事例と共に継続的な改善のための勧告事項や助言事項が示された。総括としては、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している」との見解が示された。
- ・平成 27 年 3 月 6 日の第 61 回原子力規制委員会 (臨時会議) において、ミッション結果の報告を行った。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11118514/www.nsr.go.jp/data/000099318.pdf>

○平成 30 年 (2018 年) (フォローアップミッション)

- ・平成 27 年 (2015 年) の IPPAS ミッションにおける勧告事項及び助言事項への対応状況等の確認を受けた。
- ・「前回のミッション以降、日本の核セキュリティ体制には顕著な改善がみられる。その体制は、強固で十分に確立されており、改正核物質防護条約の基本原則に従ったものである。」との見解が示された。また、日本の核セキュリティを持続的に強化するための新たな勧告や助言とともに、複数の日本の核セキュリティ対策が IAEA メンバー国の参考となる良好事例として示された。
- ・2018 年ミッションにおいては国に対し、「原子力規制委員会文書上のセキュリティの位置づけ」、「セーフティ部門に存在するセキュリティ情報の機密化」、「核セ

キュリティ目的としての核物質の計量及び管理システムの検討」及び「コンピュータセキュリティに係る要件の審査基準化」の4つの助言事項が示された。

- ・平成30年12月17日の第48回原子力規制委員会（臨時会議）において、ミッション結果の報告を行った。

<https://www.nra.go.jp/data/000256266.pdf>

○IPPAS ミッション報告書の公開

- ・令和元年（2019年）12月16日の第48回原子力規制委員会（臨時会議）に、平成27年（2015年）及び平成30年（2018年）のIPPAS ミッション報告書の公開の実施方針について諮り、核物質防護措置の具体的内容や個別施設のレビューを除いて公開することとなった。また、平成30年（2018年）フォローアップミッション報告書における勧告事項等への対応状況について報告を行った。

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000478.html>

（参考3）IPPAS ミッションの活動実績

○最初に実施された平成8年（1996年）以降、令和4年（2022年）までに57か国に97ミッションが派遣されている。近年の活動実績は以下のとおり。

平成23年（2011年）	英国、フランス、スウェーデン
平成24年（2012年）	オランダ、フィンランド、カザフスタン、ルーマニア
平成25年（2013年）	米国、ハンガリー、オーストラリア
平成26年（2014年）	韓国、インドネシア、ベルギー、アルメニア
平成27年（2015年）	日本、ノルウェー、カナダ、ニュージーランド
平成28年（2016年）	英国、ポーランド、マレーシア、アルバニア、スウェーデン、アラブ首長国連邦
平成29年（2017年）	ハンガリー、中国、ドイツ、リトアニア、オーストラリア、コンゴ民主共和国
平成30年（2018年）	エクアドル、フランス、スイス、日本
令和元年（2019年）	レバノン、ベルギー、マダガスカル、ウルグアイ、パラグアイ
令和2年（2020年）	（なし）
令和3年（2021年）	ニジェール、ベラルーシ、ブルキナファソ、トルコ、チェコ、セネガル
令和4年（2022年）	フィンランド